平成２６年（フ）第１２７号
大阪府枚方市北山１丁目66番５―105号
債務者　岡本たつの
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１４号
大阪市生野区田島４丁目12番10号
債務者　梶本　沙織
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６０号
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目10番１―1522号
債務者　新平　昌弘
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７８号
大阪府寝屋川市黒原橘町９番７号
債務者　藤田　裕子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０５号
大阪府茨木市三島丘２丁目30番４―310号
債務者　ビデオウイングスこと　松本　　岳
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５９５号
大阪市平野区平野馬場２丁目５番13号　サンウッズ403
債務者　伊藤　春美
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６６３号
大阪府吹田市江坂町１丁目12番12―705号
債務者　富田芙紗子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７６７号
大阪府茨木市目垣２丁目６番２号　コーポ宮本101号
債務者　西島　弘美
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７７４号
大阪府東大阪市東山町６番26号　ピエモンヌ東山Ⅱ201号
債務者　大木　麻純（旧姓井道）
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８１５号
大阪府枚方市西招提町2198番地　関西記念病院内、住民票上の住所大阪府東大阪市新上小阪12番14号
債務者　片山　真弓
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８３８号
大阪市生野区新今里２丁目11番12号　カルム今里303、前住所大阪市生野区中川東１丁目10番20号
債務者　山川拓歩こと　許　　拓歩
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８４４号
大阪府東大阪市楠根３丁目３番27号
債務者　三宅登貴枝
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１０６号
堺市南区富蔵247番地、前住所堺市南区新檜尾台４丁16番24―305号
債務者　北野　　優
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
大阪府松原市立部１丁目６番４号
債務者　青木辰己こと　金　　辰己
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
大阪府松原市上田２丁目７番30―208号
債務者　井上　　繁
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６０７号
大阪府和泉市唐国町３丁目13番59―101号、前住所大阪府泉大津市河原町５番25号
債務者　宇都　國俊
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
大阪府泉大津市旭町７番15―712号
債務者　藤井　　勲
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係